

「知的財産推進計画 2017」の各施策の取組状況

2017年11月
内閣府
知的財産戦略推進事務局

- I. 第4次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築
1. データ・人工知能の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築 ・ 1
2. 知財システム基盤の整備 ・ ・ ・ ・ ・ 3
3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進 ・ ・ ・ ・ ・ 5
- II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進
1. 「攻め」の農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化 ・ ・ ・ ・ ・ 7
2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進 ・ ・ ・ ・ ・ 9
3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進 ・ ・ 12
- III. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化
1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化 ・ ・ ・ ・ ・ 14
2. 映画産業の振興 ・ ・ ・ ・ ・ 17
3. デジタルアーカイブの構築 ・ ・ ・ ・ ・ 19

注記

※各項目の頁番号は、「知的財産推進計画2017」本文の頁番号

※取組内容の後の【数字】は、「知的財産推進計画2017」工程表の項目番号

※取組内容中の（ ）内金額は、平成30年度要求額

[] 内金額は、平成29年度予算額又は平成28年度補正予算額

I. 第4次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築

1. データ・人工知能の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築（P6）

【「知的財産推進計画2017」の記述（概要）】

- 第4次産業革命（Society5.0）時代における我が国産業の国際競争力の維持・強化のためには、様々なデータの異分野間での利活用や人工知能（AI）の利活用が必要不可欠。このため、データの利活用促進について、民間の取組の支援に加え、広く利活用が進むことを支援するような法的な枠組みが必要。また、AIの作成・利活用促進について、「学習用データ」の作成促進のための環境整備、「学習済みモデル」の知財制度上の保護の在り方、AI生成物に関する課題等の整理が必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① データ利活用促進のための知財制度等の構築
 - ② AIの作成・利活用促進のための知財制度の構築
 - ③ 第4次産業革命（Society5.0）の基盤となる著作権システムの構築

【関係府省の主な取り組み】

① データ利活用促進のための知財制度等の構築（P14）

- 1) IoT推進コンソーシアムでの検討や事業者へのヒアリング等を踏まえ、データの利用権限を契約で適正かつ公平に定めるための留意点等を整理した「データの利用権限に関する契約ガイドライン ver. 1.0」を公表（平成29年5月）、業界団体等へ周知活動を実施。今後も周知を進めるとともに、個別分野ごと（ものづくり分野等）の活用状況等を分析の上、必要な改訂を行う予定。（経済産業省）【1】
- 2) PDS、情報銀行、データ取引市場の実装に向け、平成29年3月に「データ流通環境整備検討会」にて取りまとめた推奨指針を踏まえた実証実験や、諸外国の検討状況等を注視しつつ、必要な支援策、制度の在り方等について検討。（内閣官房）【2】
- 3) 平成29年9月からIoTネットワーク運用人材育成環境の整備に着手するとともに、カリキュラムを策定し、人材育成の実証実験を開始。（2.6億円 [2.1億円]）。（総務省）【2】
- 4) IoT推進コンソーシアムに設置されたIoTセキュリティWGにおいて、IoTシステム・サービス等の提供にあたってのライフサイクルの段階ごとにおける指針等を定めた「IoTセキュリティガイドライン ver1.0」を策定し、平成29年4月には、英語版を公表。（総務省・経済産業省）【2】
- 5) 産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会 中間とりまとめ（平成29年5月）を踏まえ、本年7月に設置した同分科会 不正競争防止小委員会において、価値あるデータの利活用促進に向け、新たな不正競争行為の対象となる行為等について、次期通常国会への法案提出を視野に検討中。（経済産業省）【3】

②AI の作成・利活用促進のための知財制度の構築 (P15)

- 1) 学習済みモデルを含むデータの利用権限の取決めに関する留意点を整理し、「データの利用権限に関する契約ガイドライン ver. 1.0」を策定・公表（平成 29 年 5 月）。同ガイドラインにおいて、データの利用権限の観点から学習済みモデルの保護を検討。（経済産業省）【9】

③第 4 次産業革命 (Society5.0) の基盤となる著作権システムの構築 (P15)

- 1) 新たな時代のニーズに対応した柔軟性のある権利制限規定について、文化審議会著作権分科会報告書（平成 29 年 4 月）を受け、速やかな著作権法改正法案の提出に向けて準備中。また、ソフトローの形成等、法の適切な運用環境の整備に係る取組を促進するため、本年度、「著作権分野におけるソフトローに関する調査研究」を実施。（文部科学省）【11】
- 2) 著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託を一定の場合に後払いを可能とすることについて、文化審議会著作権分科会報告書（平成 29 年 4 月）を受け、速やかな著作権法改正法案の提出に向けて準備中。また、利用者による権利者探索コスト低減のための実証事業を実施。（文部科学省）【12】
- 3) 拡大集中許諾制度の導入について、「拡大集中許諾制度に関する調査研究」（平成 28 年度）等の内容を踏まえ、具体的な課題の洗い出し等を実施。（文部科学省）【13】
- 4) 権利情報の集約化については、検索や許諾手続に係る課題を解決するため、まずは権利情報集約の基盤が一部整っている音楽の分野について、既存の管理事業者等の有する権利情報、自己管理されている権利情報を集約し、一括検索できるプラットフォームの構築に向けた実証事業を実施。（0.5 億円[0.5 億円]）（文部科学省）【13】
- 5) コンテンツの権利情報の集約化等を通じて権利承諾が円滑に行われる環境を整備し、データベースの民間団体における運用・利用促進の取組を実施予定。（経済産業省）【13】
- 6) ICT 活用教育における著作物利用の円滑化について、文化審議会著作権分科会報告書（平成 29 年 4 月）を受け、速やかな著作権法改正法案の提出に向けて準備中。諸外国における ICT 活用教育に係る著作物等の補償金制度及びライセンス環境の運用、ガイドラインの策定、教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発に関する実態把握等のため、本年度、「ICT 活用教育に係る諸外国の補償金制度及びライセンス環境等に関する調査研究」を実施。（文部科学省）【15】

2. 知財システム基盤の整備 (P17)

【「知的財産推進計画2017」の記述(概要)】

- 我が国企業がグローバルな事業活動を行っていくためには、世界各国において円滑に知的財産を権利化できることが必須であり、我が国において迅速かつ適切な知的財産の権利化ができる環境を整備するとともに、各国知財庁とも引き続き国際連携を行っていくことが必要。あわせて、知的財産に関し紛争が生じた場合の最後のよりどころは紛争処理システムであることから、我が国の知財紛争処理システムについて、我が国のイノベーション促進や国際競争力確保という観点から引き続き定期的な検証と見直しを行っていくことが重要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 知財紛争処理システムの基盤整備
 - ② 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化
 - ③ 特許行政サービスの質向上

【関係府省の主な取り組み】

①知財紛争処理システムの基盤整備 (P20)

- 1) 適切かつ公平な証拠収集手続の実現に向け、産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会のとりまとめ(平成29年3月)を踏まえ、次期通常国会への法案提出を視野に検討中。(経済産業省)【16】
- 2) 今年度設置予定の「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース」や、今年度実施の「諸外国における知財価値の評価に関する調査研究」「特許権侵害における損害賠償額の適正な評価に関する調査研究」等において、有識者による委員会の議論を行い、知財のビジネス上の価値評価の在り方の検討や、紛争当事者が損害賠償額を適正に評価する際に有用な基礎資料の作成を予定。(内閣府、経済産業省)【17】
- 3) 標準必須特許の円滑な利用を促進するための制度について、特許制度小委員会にて検討中。(経済産業省)【19】
- 4) 中小企業やベンチャーを含む多様な企業の請求に基づいて調整を行うADR制度(あっせん)について、特許制度小委員会での議論を踏まえ、既存のADR制度との関係を整理しつつ、引き続き検討。(経済産業省)【20】
- 5) 我が国における国際仲裁の活性化に向けて必要な基盤整備を図るべく、関係行政機関等の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を検討・推進するため、本年9月に「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を開催し、検討を開始。(内閣官房、法務省、経済産業省、関係府省)
- 6) 我が国における国際仲裁の利用を活性化させるべく、国際仲裁の分野で活躍できる司法人材の養成支援や、必要な基盤整備に向けた取組の推進を図るため、本年3月、法務省内にプロジェクトチームを立上げ。あわせて、海外の先端国際仲裁機関との意見交換や現状調査を行うための予算要求中。(0.4億円[新規])(法務省)【21】

- 7) アジア地域全体の知財関係紛争処理能力の向上を図ることなどを目的として、日中韓・ASEAN 諸国から裁判官・弁護士を招へいして事例検討・討議等を行う「国際知財司法シンポジウム 2017」を本年 10 月 30 日から 11 月 1 日に東京都内で開催。(法務省、経済産業省) 【23】

②世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化 (P23)

- 1) 特許の「権利化までの審査期間を平均 14 か月以内とする」目標の達成や、審査の質の維持・向上のため、審査体制の整備・強化を図るべく平成 29 年度は 1,702 名の定員を確保の上、外国文献を含む先行技術文献調査の外注を拡充。現在、平成 30 年度機構定員・予算要求中。(259.8 億円 [259.8 億円])。(経済産業省) 【28】
- 2) 我が国企業のブランディングに資するデザインの振興及び保護制度のあり方について、有識者で構成される「産業競争力とデザインを考える研究会」を本年 7 月に立ち上げ、年度内に検討結果を取りまとめ予定。(経済産業省) 【29】
- 3) 本年 4 月よりブラジル、アルゼンチンと、7 月よりニュージーランドと、8 月よりチリと、11 月よりペルーと特許審査ハイウェイ (PPH) を開始。あわせて、インドネシアへの専門家派遣を行い、インドネシアにおける PPH 案件審査の運用確立に協力し、実効性向上に寄与。今後も対象拡大に向けてインド等との協議を実施中。(経済産業省) 【33】
- 4) 来年 5 月から特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願の国際調査において各庁審査官が協働して調査を行う取組みの試行を開始することを、本年 6 月の五大特許庁長官会合にて合意。(経済産業省) 【34】

③特許行政サービスの質向上 (P26)

- 1) 特許行政事務の高度化・効率化に向けた取組の一環として、人工知能技術の活用を視野に入れたアクション・プラン(平成 29 年 4 月 27 日公表)に沿って、実証事業等を推進。今年度は、外部ユーザーからの問合せ対応等の業務への人工知能技術の適用可能性に関する実証を実施。(経済産業省) 【39】

3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進 (P26)

【「知的財産推進計画2017」の記述(概要)】

- オープン・イノベーションの進展が期待され、新たな競争力の源泉として「データ」の重要性が増す中、オープン&クローズ戦略を軸とした知財マネジメントを強化していくことが必要。標準化戦略については、標準化活動の中心がデジュール標準からフォーラム/コンソーシアム標準に変化し、領域融合的な提案が増加するなど、製品・技術で区分された従来型の業界団体や個別の企業での対応が困難となっており、官民の標準化体制の整備、強化が必要。あわせて、企業における標準化体制の整備強化や、事業・経営戦略と一体となった知財・標準化マネジメントを行うことができる人材の育成と確保が必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 企業・業界における標準化戦略の強化
 - ② オープン&クローズ戦略下での知財マネジメントの在り方

【関係府省の主な取り組み】

①企業・業界における標準化戦略の強化 (P28)

- 1) 産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会において、新たな基準認証の在り方について検討し、統合的な官民標準化戦略等への取組が必要等とする報告書をもって10月に経済産業大臣へ答申した。答申を受け、工業標準化法(JIS法)改正を検討中。(経済産業省)【40】
- 2) 先端技術や社会システム分野等に関する国際標準原案の開発・提案等を国立研究開発法人等とも連携して実施中(平成29年度実施標準化テーマ:186件)。(57.0億円[40.0億円])(経済産業省)【41, 45】
- 3) 自治体や金融機関等の幅広い関係者と連携した「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー数は129機関に増加(平成29年10月時点)。同制度の下、中堅・中小企業向け標準化活用セミナーを17回実施(平成29年10月時点)。同制度経由した中堅・中小企業等からの提案31件(平成29年10月時点)について、「新市場創造型標準化制度」を活用して標準化実施を決定(内5件がJIS公示済)。(経済産業省)【42】
- 4) 国際標準化機関(ISO/IEC)で国際幹事や議長等を担う専門人材を育成するため、若手を中心とする人材を対象とした「ISO/IEC国際標準化人材育成講座」(通称“ヤンプロ”)を実施(第1回:平成29年8~9月(卒業生28名)、第2回:平成30年1~2月(予定))。(経済産業省)【44】
- 5) 標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について、次期通常国会への弁理士法改正法案提出を視野に、産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会にて検討中。(経済産業省)【44】

②オープン&クローズ戦略下での知財マネジメントの在り方 (P30)

- 1) 独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) において、グローバル化を進める中小企業の経営層等の人材育成を目的に開発したケース教材等のダウンロードサービスの提供を開始するとともに、ケース教材を用いた活用促進セミナーを実施し、上述の教材等について広範な中小企業の経営陣、中小企業支援機関の支援人材による利活用を促進。(経済産業省) 【47】
- 2) 産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会 中間とりまとめ (本年5月公表) において、第4次産業革命に対応した営業秘密の保護をはかるため、営業秘密管理指針・秘密情報保護ハンドブックに、法的保護を得るための条件、情報漏えい防止のための適切な管理の在り方に関する記載を充実させることを検討するとの方向性が示されたことを踏まえ、同分科会 不正競争防止小委員会等で具体的な内容について検討を進める。(経済産業省) 【50】
- 3) 営業秘密管理のワンストップ支援の拡充のため、平成27年2月に独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) に設置された営業秘密・知財戦略相談窓口での相談業務を継続するとともに、全国で「営業秘密・知財戦略セミナー」を開催。(経済産業省) 【52】
- 4) 営業秘密流出事件等における営業秘密や先使用権の保有の立証円滑化のため、本年3月に開始した営業秘密情報等に関する電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期間保管するサービスについて、利用促進を図るため、関係団体と連携しセミナー等を通じた周知活動を実施。(経済産業省) 【53】

II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進

1. 「攻め」の農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化 (P32)

【「知的財産推進計画2017」の記述(概要)】

- 「攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化」が政府の重点施策となっている中、我が国農業の強みを生かした攻めの農業を展開するためには、知的財産を活用したビジネスモデルの確立やそれを支える知的財産マネジメントに取り組むことが重要。特に、昨今、食料産業のグローバル化や、日本の農林水産物のブランド化に伴い、海外における模倣品・海賊版の流通や技術流出が問題となっており、海外において農林水産分野の知的財産を適切に保護していくことは喫緊の課題。さらに、海外の市場を開拓し輸出力を強化していくためには、海外市場で広く活用されている標準・認証を活用し、訴求することが有効であり、我が国の強みのアピールにつながる形で標準化を進めることが必要。加えて、スマート農業の実現や研究開発における知財マネジメントの強化も重要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 地理的表示、地域団体商標など農業等関係知財の有効活用
 - ② JAS規格の戦略的な制定・活用等による農林水産分野における標準化の推進
 - ③ スマート農業の推進のための知財戦略
 - ④ 農林水産分野の研究開発における知財マネジメントの強化

【関係府省の主な取り組み】

①地理的表示、地域団体商標など農業等関係知財の有効活用 (P34)

- 1) 地理的表示(GI)保護制度の活用を促進し、GIを活用したジャパンプランドの輸出に貢献するため、普及啓発、活用支援、ビジネス化支援、海外での侵害対策等からなる総合的な支援を実施しており、次年度も引き続き総合的な支援を行うべく予算要求中。さらに、GIマークを活用したGI製品の円滑な流通を促進し、GI製品のビジネス化を支援するため、「広告、インターネット、外食メニュー等におけるGIマークの使用に関するガイドライン」を公表(平成29年7月)。(2.5億円[1.7億円])(農林水産省)【57】
- 2) GI改正法に基づく二国間等の国際協定の締結によるGIの相互保護に向けて、本年6月にベトナム社会主義共和国と農産品GIに係る協力覚書に署名。また、EUとは、本年7月に大枠合意した日EU・EPAにおいて、農産品・酒類のGI産品を高い水準で相互に保護することを確認。(農林水産省、財務省)【58】
- 3) 知財総合支援窓口において引き続き農林水産物に関する知的財産についての相談に対応するとともに、相談体制の充実を図るため、農政局・経済産業局・知財総合支援窓口の担当者、弁理士・弁護士を対象とした研修を実施(平成29年1月～6月は約400名が受講)。(農林水産省、経済産業省)【59】
- 4) 我が国で開発された品種の保護を強化するため、海外への品種登録出願経費の支援を行うとともに、育成者権取得に向けた出願マニュアルの作成、相談窓口の設置等総合的

な対策を実施。(5 億円[0.4 億円]) (農林水産省) 【62】

②JAS 規格の戦略的な制定・活用等による農林水産分野における標準化の推進 (P37)

- 1) 本年 6 月に、JAS 規格の対象の拡大等を行う「農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、新たな JAS 規格の制定を順次行うとともに、規格の制定・活用の方法等について全国説明会の開催等による普及啓発を実施。(0.9 億円[0.45 億円]) (農林水産省) 【69】

③スマート農業の推進のための知財戦略 (P37)

- 1) スマート農業の推進のための研究開発・導入実証に向けた事業を実施。(内閣府戦略的イノベーション創造プログラム予算:平成 30 年度配分額未定 [27.5 億円の内数])
また、AI 等を活用し、未経験者が短期間で熟練農業者のノウハウを身に付けられるシステムを各地域において実証中。(農林水産省) 【73】
- 2) 異なる農業 ICT システムでの連携、共有すべきデータの標準化、公的データ(気象、土壌等)や民間データ(地図、農地情報等)のオープン化や提供等について関係府省の協力の下、大学や民間企業等を中心に様々なデータを共有・活用できる「農業データ連携基盤」のプロトタイプを平成 29 年中に立ち上げる。(内閣府戦略的イノベーション創造プログラム予算:平成 30 年度配分額未定 [27.5 億円の内数])、(0.1 億円[0.1 億円]) (農林水産省) 【74】
- 3) 農業分野における知的財産(ノウハウ等)の保護・活用の在り方に関する勉強会を設置し、農業現場におけるノウハウ等の管理・保護に関する実態を調査。その結果に基づき、農業分野のノウハウ等の知的財産としての価値や重要性の普及・啓発を図るパンフレットを作成予定。(農林水産省) 【75】

④農林水産分野の研究開発における知財マネジメントの強化 (P38)

- 1) 『「知」の集積と活用場』において、民間企業にとってリスクのある商品化・事業化の基盤となる革新的な技術開発に対して、リスクを軽減するマッチングファンド方式による研究開発を支援。あわせて、契約・知的財産の取扱いに関する事例収集や、研究戦略・知財戦略の策定の支援を実施。(56.0 億円の内数[51.5 億円の内数]) (農林水産省) 【76】
- 2) 農林水産業等の競争力強化のための知財マネジメント推進のための「農林水産研究における知的財産に関する基本方針」(平成 28 年 2 月農林水産省策定)に基づき、農業・食品産業技術総合研究機構において、平成 28 年 12 月に「知的財産に関する基本方針」を策定し、研究者に対し当該基本方針の周知を行うとともに、知財マネジメントに関する研修を実施。(農林水産省) 【77】

2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進 (P39)

【「知的財産推進計画2017」の記述(概要)】

- 全国各地域において各地域の実情に即して、スピード感を持ってイノベーション創出を推進し、地域経済を活性化していくことが重要。そのため、中小・中堅企業やベンチャー企業が、知財への意識を高め、知財を積極的に活用していくことにより、イノベーション創出や地域産業の活性化に大きく寄与していくことを期待。また、地域金融機関が、資金供給に留まらず、外部機関等と連携を図りながら、地域経済の活性化を図っていくことを期待。
- 大学・高等専門学校・公的研究機関等と中小・中堅企業、ベンチャー企業を含む産業界とが適切な知財マネジメント戦略の下で積極的に連携していくことが重要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。

【関係府省の主な取り組み】

①地方・中小企業による知財活用 (P44)

- 1) 地域中小企業における知的財産の権利化・活用を促すため、「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月)に基づき、全国レベルで、知財に係る制度や支援施策の普及啓発活動を実施。地域レベルでは、知財総合支援窓口とよろず支援拠点連携し、各地域の実情に応じた支援の取組を展開。(経済産業省)【81】
- 2) 近畿地方の中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の保護・活用を支援する「INPIT 近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を大阪市に開設(平成29年7月)。知財に関する高度・専門的な支援、出張面接審査・テレビ面接審査の場の提供、高度検索用端末等を利用した産業財産権情報の提供、地方の関係機関との協働による各種セミナーの開催等を実施。(経済産業省)【81】
- 3) 中小企業の特許料減免手続の簡素化に向け、制度面及びシステム面からの対応を検討中。(経済産業省)【82】
- 4) 金融機関による、事業性評価に基づく企業価値向上に資するアドバイスとファイナンスの提供といった、金融仲介機能の発揮に係る取組について、企業側の認識・評価に関するアンケート調査の実施等により、金融機関に対する地域の中小企業等の評価について実態を把握し、そうした実態把握の結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標も活用し、事業性評価に基づく融資や経営支援等の取組がより一層進むよう、金融機関と深度ある対話を実施。(金融庁)【83】
- 5) 中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」して、地域金融機関からの融資や事業性評価につなげる包括的な取組として、知財ビジネス評価書の作成支援(年間約200件)、知財金融シンポジウムの開催(盛岡、金沢、広島、東京)等を実施予定。(1.6億円[1.3億円])(経済産業省、金融庁)【83】
- 6) 中小企業からのビジネス相談に潜在する知的財産に関するニーズを更に発掘していくため、よろず支援拠点の周知活動を強化するとともに、知財相談に対応できる人材を追加配置(平成29年8月末時点:14名)。(経済産業省)【85】

- 7) 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」、「価格交渉事例集」等の周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。(公正取引委員会、経済産業省)【86】
- 8) 地域における知財支援力の向上を図る活動を全国へ展開すべく、意欲的な地域の中小企業支援関係者による先導的な知財支援活動に対する支援を強化。平成 29 年度には、広域の大学及び TL0 が連携し、中小企業や他地域の大学とのマッチングや事業化支援等の仕組み作りを行う事業など 24 件を採択。(2.0 億円[2.0 億円]) (経済産業省)【87】
- 9) 中小企業等の知財を活用した海外展開を促進することを目的に、(1)商談前の準備から商談機会創出までを連続的に支援する JETRO Innovation Program、(2)展示会を活用したマッチング支援事業、(3)地域団体商標海外展開支援を実施。(3.3 億円[2.7 億円]) (経済産業省)【89】
- 10) 外国出願支援事業として、JETRO と都道府県等中小企業支援センターを通じ、中小企業等の外国出願にかかる費用を助成。(6.3 億円[6.5 億円])。また、侵害対策支援事業として、JETRO を通じて、模倣品対策、防衛型侵害対策、冒認商標無効・取消係争の実施にかかる費用の一部を補助。(1.0 億円[0.9 億円]) (経済産業省)【92】
- 11) 特許庁の審査官・審判官が地域へ出向く「出張面接審査・審判」を中心とし、その活用促進のためのイベント等各種事業(セミナー形式等)を併せて実施(平成 29 年度は全国 14 都市で開催)することで、知財制度や支援策等の効果的な普及啓発を図る「巡回特許庁」を各地で開催。(1.5 億円[0.9 億円]) (経済産業省)【95】

②産学・産産連携の推進 (P48)

- 1) 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA)を実施することにより、大学における知的財産マネジメント強化等を推進するとともに、非競争領域における産学共同研究および人材育成を推進。平成 29 年度は、新たに 3 件を採択。(24.3 億円[11.6 億円]) (文部科学省)【96】
- 2) 地域イノベーション・エコシステム形成プログラムを実施することにより、地域の成長に貢献しようとする地域大学に事業プロデュースチームを創設し、地域の競争力の源泉を核に、地域内外の人材や技術を取り込み、グローバル展開が可能な事業化計画を策定し、地域の成長に資するプロジェクトを推進。平成 29 年度に新たな 10 地域を採択し、計 14 拠点において事業を展開。(49 億円[24 億円]) (文部科学省)【96】
- 3) 大学発新産業創出プログラム(START)により、成長性のある大学発ベンチャーを 3 年間で創出すべく、経営人材と研究者のチームにより研究開発と事業育成を一体的に推進。また、次世代アントレプレナー育成事業(EDGE-NEXT)により、学部学生や企業の若手人材等が実践して実際に起業まで行えるプログラムを構築する取組や、アントレプレナー育成に必須の新たなネットワークの構築等、国全体のアントレプレナーシップ醸成に係る取組を支援。平成 29 年度には、我が国において高い相乗効果を発揮できる 3 大学以上が連携したコンソーシアムを 5 件採択。(上記 2 事業あわせて 28 億円[23 億円]) (文部科学省)【97】

- 4) 地域の知財シーズを活用して新規事業創出につなげるため、事業プロデューサーを平成 28 年 10 月～11 月より埼玉県、静岡県、福岡県の機関に派遣。引き続き、地域の知財ニーズと知財シーズを掘り起しつつ、地域のネットワークを構築・活用しながら、事業プロデュース活動を実施。(1.2 億円[1.2 億円]) (経済産業省) 【98】
- 5) 地域産学バリュープログラムにより、JST が目利き人財 (マッチングプランナー) 22 名を全国 5 つのブロックに分けて配置し、地域の中小企業を中心とした企業のニーズを掘り起し、当該ニーズ解決のために最適な技術シーズを全国の大学等から見つけ出してマッチングさせ、共同研究から事業化を目指す段階まで支援する取組を実施。(文部科学省) 【98】
- 6) 研究開発プロジェクトの優れた成果を国内外で適切に権利化・維持するために、国立研究開発法人科学技術振興機構における事業化を視野に入れる研究開発事業について、特許出願費用の一部直接経費計上を含めた知財予算の確保策を検討中。(文部科学省) 【102】
- 7) リサーチ・アドミニストレータの活動に関して、産学連携による大型の共同研究を促進するために、研究者の研究活動活性化のための環境整備や研究開発マネジメントの強化、科学技術人材のキャリアパスの多様化等を図る観点も含め、その活動状況を踏まえ、支援方策について調査研究等を実施。平成 29 年度は、組織対組織による大型の共同研究等に資する好事例集を作成するとともに、URA のスキル向上に向けた調査を実施予定。(0.2 億円[0.2 億円]) (文部科学省) 【103】
- 8) 知財活用支援事業において、研究開発段階から事業化段階までを一気通貫で行う技術移転人材の育成を目指し、先進的な TL0 等 (関西 TL0、テクノネットワーク四国、東京大学 TL0、東北テクノアーチ) が全国の大学や TL0 等から中核人材 (平成 29 年度 10 名の予定) を受け入れ、OJT 形式で技術移転人材を育成する仕組みを構築。(23.9 億円の一部[21.8 億円の一部]) (文部科学省) 【104】
- 9) 大学が産学連携機能における自らの強み・弱みを把握しつつ、内部評価力に基づき適切な戦略を策定して実行するために、戦略策定に必要な情報収集や客観的かつ定性的な情報に基づく大学の産学連携活動に係るパフォーマンスの見える化の在り方や、適切な管理指標の設定方法等について、有識者からなる検討委員会において検討予定。(経済産業省) 【106】
- 10) 大学の研究成果への民間企業・投資家の関心を高め事業化に結び付けるため、ギャップファンドの充実の検討も含め新たな研究アイデアの実現可能性を検証する概念実証 (POC: Proof of Concept) の実施を促す支援を行う。具体的には、研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) に 1000 万円/年のタイプを新設し、民間企業が自己資金を投じるフェーズまで引き上げるために必要な研究開発費を支援。(91.2 億円の一部[8.6 億円]) (文部科学省) 【108】

3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進（P52）

【「知的財産推進計画2017」の記述（概要）】

- 天然資源に乏しい我が国が今後の繁栄を確保していくためには、「国民一人ひとりが知財人材」となり、国民の誰しものが、何らかの形で知的財産の創造・保護・活用の一翼を担い、新たな価値を創出していくことが必要。そのためには、2017年1月に設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」の下で知財創造教育の在り方や地域社会と一体となった知財創造教育を展開するための支援体制について検討するとともに、企業経営者層をはじめとする国民一人ひとりの知的財産に関する理解を向上させていくことが求められる。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ①小中高等学校、大学等における知財教育の推進
 - ②地域・社会と協働した学習支援体制の構築
 - ③知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備

【関係府省の主な取り組み】

①小中高等学校、大学等における知財教育の推進（P55）

- 1) 小・中学校学習指導要領については、中央教育審議会の答申（平成28年12月）を踏まえ、創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、知的財産に関する教育の改善・充実を図り、平成29年3月に改訂。高等学校学習指導要領についても、同答申を踏まえ、平成29年度中の改訂を予定。（文部科学省）【110】
- 2) 先進的な理数教育を実施している高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」に指定し支援することによって、主体的に課題を発見解決に結びつけることのできる、創造性豊かな人材の育成を推進。（23.1億円[22.2億円]）（文部科学省）【110】
- 3) 国立高等専門学校において導入を進めている「モデル・コア・カリキュラム」に知財教育が位置付けられていることも踏まえ、先進事例を参考にしつつ、各高等専門学校において知財教育の自主的な取組を進めることを促す。（文部科学省）【111】
- 4) 高度専門職業人養成機能を強化するため、平成28年度事業で策定された経営系専門職大学院（MOT分野）の知財を含めたコアカリキュラムの実証・改善を実施中。また、各法科大学院の先導的な取組を評価して公的支援の加算となる取組を決定することを目的とした「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムを実施中（昨年度は北海道大学、大阪大学が知財関連の取組として評価された）。（文部科学省）【111】

②地域・社会と協働した学習支援体制の構築（P56）

- 1) 地域・社会との協働のための学習支援体制の構築を支援するための「知財教育推進コンソーシアム」を本年1月に設置し、下部組織である小中学校WGにて、発達の段階に応じた「知財創造教育」の体系化等について検討中。（内閣府）【112】
- 2) 地域社会と一体となった知財教育を展開するための「地域コンソーシアム」の構築を促進するため、全国4地区において実証調査を実施中。（内閣府）【113】

③知財教育・知財啓発を進めるための基盤整備（P56）

- 7) 本年度実施の「知財人材の育成のための基礎的コンテンツに関する調査研究」において、有識者委員会による議論を行い、教材対応表の拡充を検討中。また、平成 28 年度に実施した「知財教育に資する教材のあり方に関する調査研究」にて作成したサンプル教材を「知財創造教育推進コンソーシアム」を利用して普及予定。（経済産業省）【114】

Ⅲ. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化

1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化 (P58)

【「知的財産推進計画2017」の記述(概要)】

- 成長する世界のコンテンツ市場において日本のコンテンツの存在感を高めるためには、より多様で斬新な作品を海外へ送り出す必要。加えて、異業種や地域発信との連携強化も重要。我が国の創作力を最大化させるべく、中小制作会社や個人クリエイターの支援、産学連携等による人材育成、新技術の応用推進が必要。模倣品・海賊版対策のより一層の強化も課題。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 継続的なコンテンツ海外展開に向けた取組
 - ② コンテンツと非コンテンツの連携強化
 - ③ クリエイターの創造環境整備
 - ④ 新技術によるコンテンツ表現開発の促進
 - ⑤ 模倣品・海賊版対策

【関係府省の主な取り組み】

①継続的なコンテンツ海外展開に向けた取組 (P66)

- 1) 放送コンテンツを制作する民間事業者等と、他分野・他産業(観光業、地場産業、他のコンテンツ等)、地方公共団体等の関係者が幅広く協力し、「クールジャパン戦略」、「ビジットジャパン戦略」、「地方の創生」等に資する放送コンテンツを制作、発信する取組等を支援(平成29年度大規模型21件、小規模型22件)。(19.5億円[2.4億円、13.4億円(H28補正)]) (総務省)【118】
- 2) 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)を活用し、我が国の魅力ある商品・サービスの海外需要開拓を行う事業へのリスクマネー供給等を支援(平成29年10月末時点、23件、約514億円)。(250億円[210億円]) (経済産業省)【117、118】
- 3) 日本文化の発信と将来的な商業展開への基盤整備のため、広範な層に対して影響力のある映像コンテンツについて、相手国のニーズも踏まえつつ、外務省と独立行政法人国際交流基金が主体となり、途上国等のテレビ局に対し素材を提供し、テレビ放送を実施(平成29年10月現在、120の国・地域に1,734番組を提供)。(外務省)【120】
- 4) J-LOP事業などこれまでの海外展開事業等を通じて蓄積された知見を踏まえ、海外展開を考えている企業等への助言・情報提供を行う。(経済産業省)【121】
- 5) コンテンツの海外展開を通じた日本の魅力発信のため、コンテンツの字幕・吹き替え等の現地化や国際見本市への出展等のプロモーション費用の補助の総合的支援を行う。また、支援された事業の効果測定を行い、情報提供者が了承する範囲において公表する。([60億円(平成28年度補正)]) (経済産業省)【122】
- 6) アーティスト・イン・レジデンス事業を支援し、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われる状況を創出。(1.1億円[1.1億円]) (文部科学省)【123】

- 7) 著名な文化人、芸術家等を世界各国に「文化交流使」として派遣し、日本文化紹介活動を展開。(1 億円 [0.7 億円]) (文部科学省) 【123】

②コンテンツと非コンテンツの連携強化 (P68)

- 1) コンテンツが異分野事業と一体となって海外展開することにより、海外における日本ファン、訪日観光旅客の増加など、期待される様々な分野への波及効果を最大限発揮させるため、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」におけるマッチングフォーラムやセミナーの開催等を通じて、官民や異業種間の連携を促進。また、同プラットフォームの下、アニメなどのポップカルチャーから文化芸術等までの幅広い我が国の魅力を効果的に発信するとともに、文化産業を含めた新たなクールジャパン関連産業を創出する観点から、各地においてクールジャパン拠点の構築を目指す民間の取組を後押しするとともに、こうした拠点間のネットワーク化に取り組む。(内閣府、関係府省) 【124】

③クリエイターの創造環境整備 (P68)

- 1) コンテンツを含むクールジャパン産業に求められる人材像を明確化した上で、プロデューサー、クリエイター、高度経営人材などクールジャパン関連産業に求められる人材を育成するためのプログラム策定支援や産業ニーズを踏まえた実践的な高等教育の仕組み作り、地域の魅力や新たなブランドをプロデュースし海外に展開できる人材の育成や効果的活用、外国人材の活用・集積に向けた検討の具体化等、クールジャパン人材の育成・集積を戦略的に推進するための環境整備に取り組む。(内閣府、関係府省) 【125】
- 2) セミナー等の開催や海外スタジオでのインターンシップ等の機会を提供することにより、国際共同製作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人材の育成を支援。(4.5 億円の内数 [6 億円の内数]) (経済産業省) 【125】
- 3) 新進芸術家海外研修制度により、クリエイターなどを海外に派遣し、実践的な研修に従事する機会を提供することにより、我が国の優れたコンテンツを生み出す人材を育成。(平成 29 年度 83 人) (3.6 億円 [3.4 億円]) (文部科学省) 【125】
- 4) メディア芸術を支える優れたクリエイター等を育成する人材育成支援を行うことにより、我が国メディア芸術の国際的評価の維持・向上を進める。(2.7 億円 [2.3 億円]) (文部科学省) 【126】
- 5) メディア芸術の海外発信やアニメーション映画製作事業に支援することにより、文化芸術の国内外への発信を行う。(11.0 億円 [8.6 億円]) (文部科学省) 【126、127】
- 6) コンテンツ産業の海外展開を目指し、従来の製作委員会方式とは異なる多様な資金調達手法について、権利の一元化及び収益の透明化が可能となるよう、具体的な案件を通じて検証予定。(4.5 億円の内数 [6 億円の内数]) (経済産業省) 【129】
- 7) 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第 5 版 平成 29 年 7 月公表) について、2016 年度に実施したフォローアップ調査の結果を踏まえつつ、本年度も、同ガイドラインのフォローアップ調査を実施するとともに、あわせて周知啓発を行うことにより、放送コンテンツ製作現場に適切な利益還元が図れる環境を整備してい

く予定。(総務省)【130】

- 8) アニメーション制作、印刷、広告業界に下請ガイドラインについて、改訂版を公表(平成29年3月)。今後は、業界団体と連携しつつ、下請ガイドラインの普及啓発のためのセミナーを行い、取引適正化に努める。(経済産業省)【130】

④新技術によるコンテンツ表現開発の促進 (P70)

- 1) 先進コンテンツ技術による地域活性化促進事業により、拡張現実 (AR)・仮想現実 (VR) やドローン、AI などの先進的なコンテンツ技術を活用した地域活性化に資するコンテンツ制作を支援するとともに、先進的なコンテンツ制作・表現技術に係る最適な活用手法を取りまとめ、普及を行う。(7.5 億円の内数 [1 億円]) (経済産業省)【133】

⑤模倣品・海賊版対策 (P70)

- 1) 各産業界からの要望を踏まえ、日中間を始めとする政府間交流の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣等を通じ、模倣品・海賊版等の知財侵害について、インターネット上を含め、その対策強化に向けた要請や協力を実施。(4.3 億円の内数 [4.3 億円の内数]) (経済産業省)【134】
- 2) 途上国・新興国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締能力の構築を目的とした人材育成を支援するため、国際機関(世界税関機構等)や産業界との協力等を通じて技術協力を実施。(1.4 億円 [1.3 億円]) (財務省)【134】
- 3) 中国・韓国等との二国間協議や侵害発生国の取締機関職員等を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナー、侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況・侵害実態等の調査を実施するとともに、著作権法制担当者や集中管理団体職員等を対象とする研修やセミナーを国内外で実施。また、普及啓発のためのイベント・セミナーを海外において実施。(1.2 億円 [0.9 億円]) (文部科学省)【134】
- 4) 国内の模倣品流通防止のための啓発事業「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施予定。平成29年度は、特に若年層(10代後半)の消費者に焦点をあて、模倣品・海賊版問題への理解を更に浸透させ、模倣品・海賊版を容認しないという意識を醸成。(0.3 億円 [0.3 億円]) (経済産業省)【135】
- 5) リーチサイト対策について、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の実態及び課題、表現の自由との関係等について関係者から意見聴取を行った上で、検討にあたっての主な論点の整理を実施。引き続き、関係者の意見を踏まえながら、対応すべき悪質な行為の範囲や現行法における対応の可能性、具体的な対応策等について検討。(文部科学省)【136】
- 6) オンライン広告対策について、悪質な権利侵害サイトについてはリストを作成、定期的に更新を予定。引き続き、著作権侵害サイトに対する広告出稿の停止要請のため、関係団体と連携し諸問題について検討する予定。(4.3 億円の内数 [4.3 億円の内数]) (経済産業省)【136】

2. 映画産業の振興 (P71)

【「知的財産推進計画2017」の記述(概要)】

- 映画は、原作(小説・漫画等)・音楽・映像・アニメといった要素を含む総合芸術として各分野への波及効果が大きく、他のコンテンツ分野の牽引役として、また、観光(インバウンド)や財・サービスの海外輸出の先導役としても期待大。近年伸びつつある日本映画の海外展開の更なる拡大を図るとともに、海外市場獲得にあたっての足下の基盤強化として、中小制作会社・クリエイターといった「挑戦者」の後押しを行う必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① 映画産業の基盤強化のための取組
 - ② 海外展開の質的・量的拡大に向けた取組
 - ③ ロケーション支援の強化に向けた取組

【関係府省の主な取り組み】

①映画産業の基盤強化のための取組 (P75)

- 1) 日本映画への支援、国際共同製作補助金等において、外国人対応のための映画上映の支援のための措置を実施。(9.2億円の内数[7.9億円の内数])(文部科学省)【137】
- 2) 中小制作会社・クリエイター等への資金供給を図り多様な映像コンテンツの制作機会を担保するため、官民ファンドの活用などにより、特に資金需要の強い企画開発や製作段階においてリスクマネーを供給する方策を検討。(経済産業省)【138】
- 3) ワークショップや実際の短編映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を実施。(2.1億円[1.6億円])(文部科学省)【139】
- 4) 映画フィルムのアーカイブ強化を目的とし、収集・保存・活用の観点からフィルムセンターの機能強化を図り、日本映画の国内外への発信力を強化するための取組を実施。(78.6億円の内数[75.4億円の内数])(文部科学省)【140】

②海外展開の質的・量的拡大に向けた取組 (P76)

- 1) 日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める(平成28年度実施国実績 9か国・26都市)。(外務省)【141】
- 2) 映画、音楽、アニメ等のコンテンツ総合マーケットを通じて、ビジネスマッチングの機会を提供することにより、日本コンテンツの国際取引活性化を図る。(4.5億円の内数[6億円の内数])(経済産業省)【141】
- 3) 音楽、舞踊、演劇、映画、現代アートなどの各分野における我が国の優れた芸術文化を

世界で展開するため、海外のフェスティバルへの参加・出展、国内における国際的舞台芸術イベントの開催、海外の芸術団体との共同制作などの取組を推進。(10.7億円の内数[10.7億円の内数]) (文部科学省)【141】

- 4) 日本映画を振興するため、国際共同製作に対する支援、映画を通じた国際文化交流や、海外における上映機会の獲得等を推進するため、多言語字幕制作支援等を行うとともに、海外映画祭への出品を促進するため、映画製作者の海外渡航等を支援。(9.2億円の内数[7.9億円の内数]) (文部科学省)【142】

③ロケーション支援の強化に向けた取組 (P77)

- 1) 本年8月に、我が国における映画のロケ等の環境整備を図ることを目的とし、官民及び有識者を集めた連絡会議を設置。引き続き、ロケ撮影に関係の深い許認可に係る最新情報の共有、許認可取得にあたっての優良事例の整理とノウハウの共有化等を実施予定。(内閣府、関係府省)【144】
- 2) 各地のフィルムコミッションが持っている情報をインターネット上に集約したデータベースを運営し、国内外への情報提供を通じ、日本国内での映画製作活動の活性化を図る。(9.2億円の内数[7.9億円の内数]) (文部科学省)【145】
- 3) インバウンド観光促進の観点から、地域の観光資源の取材を通じて海外で我が国各地の魅力が発信されるよう、海外メディアの招へい事業を実施。また、海外作品におけるロケ支援の在り方については、引き続き検討。(111億円の内数[89億円の内数]) (国土交通省)【145】
- 4) テーマ別観光による地方誘客事業により、ロケツーリズム (昨年度からの継続) やアニメツーリズム (今年度新規) を支援。ロケツーリズム協議会では、全国各地をネットワーク化し、ロケ誘致から観光客向けの情報発信までのノウハウをまとめたマニュアルを作成し、アニメツーリズム協会では、旅行商品造成のため、アニメの聖地を巡るモニターツアーを実施。(1.5億円の内数[1.5億円の内数]) (国土交通省)【146】

3. デジタルアーカイブの構築 (P78)

【「知的財産推進計画2017」の記述(概要)】

- 分野・地域を超えて日本の知識を集約するデジタルアーカイブとその情報の所在をワンストップで検索できる国の統合ポータル構築により、教育、防災、ビジネス、インバウンドの促進、海外における日本研究への活用を期待。文化遺産オンライン（文化財分野）とNDLサーチ（書籍分野）の連携のような取組を加速化すべく、諸外国と同様に、コンテンツの目録、所在等情報（メタデータ）を共有できる「国の分野横断統合ポータル」の構築、オープンなデジタルコンテンツの拡大を行うとともに、その活用を促進する必要。
- 上記の課題を踏まえ、以下の施策に取り組む。
 - ① アーカイブ間連携と利活用の促進
 - ② 分野ごとの取組の促進
 - ③ アーカイブ利活用に向けた基盤整備

【関係府省の主な取り組み】

①アーカイブ間連携と利活用の促進 (P80)

- 1) デジタルアーカイブの構築等の推進やアーカイブの利活用促進に向けた連携を図るため、産学官の関係者を一堂に集めた産学官フォーラムを平成29年11月14日に開催し、情報共有、意見交換を行う。また、デジタルアーカイブ推進に係る実務的課題に対応するため、国立国会図書館を含む分野を横断した関係者を集めた協議会を開催し、評価の仕組みの検討を始めとするデジタルアーカイブ構築に係る課題やアーカイブの利活用促進に係る課題、その他人材育成等の取組推進策の検討を行う。(内閣府、国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省、関係府省)【147】
- 2) 我が国の様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化していく取組を各分野で行っていくため、工程表を作成し、その工程表を関係者間において共有。(内閣府、国立国会図書館、関係府省)【148】
- 3) 国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」を構築するためのデータフォーマット等の課題の解決に取り組み、2020年までにその構築を目指す。(国立国会図書館)【149】
- 4) 国の各アーカイブ機関において、2020年までに「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」を順守する形でメタデータのオープン化とその利用条件の表示等を行う。(国立国会図書館、文部科学省、関係府省)【150】

②分野ごとの取組の促進 (P82)

- 1) コンテンツの拡充に向けて、公共・大学図書館等の所蔵資料のデジタル化を促進するため、アーカイブ構築の手順等についての研修等を行う。(国立国会図書館、文部科学省)【156】

- 2) 我が国のメディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化に係る取組への支援、メディア芸術分野において必要とされる連携共同事業等を実施。(11.0 億円の内数 [8.6 億円の内数]) (文部科学省) 【158】

③アーカイブ利活用に向けた基盤整備 (P83)

- 1) 美術館等が展示する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて、文化審議会著作権分科会報告書(平成29年4月)を受け、速やかな著作権法改正法案の提出に向けて準備中。(文部科学省) 【161】